○あらかわ防災リーダー登録制度に関する要領

令 和 7 年 4 月 1 日
7荒 区 防 第 5 4 号
（区民生活部長決定）
令和8年3月17日一部改正

（趣旨）

第1条　この要領は、区内に住所を有し、又は在勤、在学する防災士を把握し、行政及び関係機関等が行う防災活動等において連携を図ることにより、地域の防災力向上に資することを目的とするあらかわ防災リーダー登録制度（以下「登録制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要領において「防災士」とは、区内に住所を有し、又は在勤、在学し、地域の防災力向上のための十分な意識、知識及び技能を有する者で、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する者をいう。

（登録）

第3条　登録制度により防災士として登録しようとする者は、登録制度の趣旨に賛同し、行政及び関係機関等が行う防災活動に協力することができる者であって、防災士の資格を有する旨の情報を区から自主防災組織等に提供することに同意するものとする。

2　登録制度により防災士として登録しようとする者は、あらかわ防災リーダー登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1)　防災士認証状の写し

3　区長は、前項の申請を受けたときは、申請の内容を確認の上、あらかわ防災リーダー登録台帳（様式第2号）に必要な事項を登録する。ただし、あらかわ防災リーダー登録申請書に記載された内容が適当でないと認められるときは、登録を行わないものとする。

4　区長は、前項の規定によりあらかわ防災リーダー登録台帳に登録された者に対し、あらかわ防災リーダー登録通知書（様式第3号）を交付する。

（装備品等の支給）

第4条　区長は、前条の規定により登録した防災士（以下「登録者」という。）に対し、防災活動に必要な装備品（以下「装備品」という。）を支給することができる。

2　登録者は、区が実施する研修及び訓練並びに地域防災活動に参加するときは、装備品を着用しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3　装備品は、防災活動の用に供する目的以外に使用し、又は処分してはならない。

4　装備品の交換は、原則行わないものとする。ただし、紛失等で装備品の再支給を必要とする場合は、あらかわ防災リーダー装備品紛失等届出及び再支給申請書（様式第4号）を区長に提出するものとする。

5　登録者は、前条第3項の規定による登録（以下「登録」という。）の認定が取り消されたときは、装備品を返却しなければならない。

（防災士の活動内容）

第5条　登録者は、防災に関する知見を活かし、地域における防災の専門家として、平常時又は災害時において、自らの身体生命の安全を確保した上で、次の活動を可能な範囲で行うものとする。

（1）　地域、職場等での防災教育・防災普及啓発活動

（2）　消防署、消防団等と連携した、防災区民組織が主体となる避難所開設・運営訓練、初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的な防災訓練の支援

（3）　区や町会・自治会等におけるイベント等への積極的な参加

（4）　積極的な研修参加等による防災に関する更なる知識の習得又は技術の向上

（5）　災害時における地域住民の安全の確保や初期消火又は避難誘導の支援

（6）　災害時における避難所の開設又は運営のための支援

（7）　被災地復興支援

（8）　その他地域の防災に関する活動

2　登録者は、区が行う防災活動について協力の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

（活動報告）

第6条　登録者は、前条の活動を行ったときは、あらかわ防災リーダー活動報告書（様式第5号）を区に提出するものとする。

（登録内容の変更）

第7条　登録者は、登録の内容に変更がある場合は、速やかに当該変更に係る事項についてあらかわ防災リーダー登録内容変更届（様式第6号）により区長に届け出なければならない。

（登録の抹消）

第8条　登録者は、登録の記録を抹消しようとするときは、あらかわ防災リーダー登録抹消申出書（様式第7号）を区長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第9条　区長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

（1） 心身の故障により、活動を行うことができないと認めるとき。

（2） 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

（3） 前2号に掲げるもののほか、登録者として不適当と認める事実があったとき。

（研修会等の開催及び情報提供）

第10条　区長は、登録者に対し、防災士の役割を果たすために必要な知識及び技能の向上に資する研修会等の開催及び情報提供に努めるものとする。

（処遇）

第11条　登録者の活動は、防災士の基本理念である自助、共助及び協働を旨とし、可能な範囲での自発的なボランティア活動を基本とするため、原則として無償とする。

（連絡会の設置）

第12条　活動内容等の必要事項については、別途あらかわ防災リーダー連絡会において協議・検討を行う。

（補則）

第13条　この要領に定めるもののほか、登録制度の実施に関し必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

あらかわ防災リーダー登録申請書

荒川区長

あらかわ防災リーダー登録制度により防災士として登録したいので、次のとおり申請します。

ふりがな			
氏　名			
生年月日	年　　月　　日	性別 （任意記入）	男　・　女
住　所	〒		
連絡先	自宅電話番号：		
	携帯電話番号：		
	メールアドレス：		
職業等	※学生の場合は学校名を記載ください		
町会・ 自治会名			
備　考	※活かせる経験・資格・スキル等		

同意内容	私が防災士の資格を有する旨の情報を区から自主防災組織等に提供することに同意します。

様式第２号（第３条関係）

あらかわ防災リーダー登録台帳

№	氏　　名		性別	男　・　女
	住　　所	〒	生年月日	年　　月　　日
	自宅電話			
	携帯電話			
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ			
	会社・学校（住　所）			
	登録日	年　　月　　日		
	備　考			
№	氏　　名		性別	男　・　女
	住　　所	〒	生年月日	年　　月　　日
	自宅電話			
	携帯電話			
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ			
	会社・学校（住　所）			
	登録日	年　　月　　日		
	備　考			
№	氏　　名		性別	男　・　女
	住　　所	〒	生年月日	年　　月　　日
	自宅電話			
	携帯電話			
	ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ			
	会社・学校（住　所）			
	登録日	年　　月　　日		
	備　考			

様式第３号（第３条関係）

荒区防第　　号

年　　月　　日

様

荒川区長

あらかわ防災リーダー登録通知書

年　　月　　日付けで申請のあった、あらかわ防災リーダー登録について、下記のとおり登録しましたので通知します。

記

１　登 録 番 号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　登録者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　登　録　日　　年　　月　　日

様式第４号（第４条関係）

あらかわ防災リーダー装備品紛失等届出及び再支給申請書

年　　月　　日

荒川区長

あらかわ防災リーダー登録制度実施要領第４条第４項の規定により、次のとおり紛失等届出及び再支給を申請します。

登録番号	
氏　　名	
紛失等装備品名	
再支給の理由	紛失　・　損傷　・　その他（　　）
	（紛失等したと時の状況を詳しく記入してください）

※　損傷の場合にあっては、その装備品と共に提出すること。

（以下、区記載欄）

再支給装備品	
再支給日	年　　月　　日
担当者	

様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

あらかわ防災リーダー活動報告書

登録番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり活動をしましたので報告します。

			活動日
活動区分 該当する欄に○を付けてください。		地域、職場等での防災教育・防災普及啓発活動	月　日
		消防署、消防団等と連携した、防災区民組織が主体となる避難所開設・運営訓練、初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的な防災訓練の支援	月　日
		区や町会・自治会等におけるイベント等への参加	月　日
		防災に関する研修参加	月　日
		災害時における地域住民の安全の確保や初期消火又は避難誘導の支援	月　日
		災害時における避難所の開設又は運営のための支援	月　日
		被災地復興支援	月　日
		その他地域の防災に関する活動	月　日
活動内容			
依頼元			

提出先：
メール：
FAX　：

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

あらかわ防災リーダー登録内容変更届

荒川区長

あらかわ防災リーダー登録内容の変更について、次のとおり提出します。

登録番号	
ふりがな	
氏　名	

変更のある部分のみを記入してください。

ふりがな	
氏　名	
住　所	〒
連絡先	自宅電話番号：
	携帯電話番号：
	メールアドレス：
職業等	会社名・学校名： （住所）〒
町会・ 自治会名	
備　考	

様式第７号（第８条関係）

年　　月　　日

あらかわ防災リーダー登録抹消申出書

荒川区長

あらかわ防災リーダー登録を抹消したく、次のとおり提出します。

登録番号	
ふりがな	
氏　名	
抹消の理由	